

地方教育費における「ふるさと納税」の意義

松岡 朋佳

1. はじめに

現在日本の財政状態は極めて厳しく、行財政の効率化が求められている。このような状況にあって少子・高齢化の急速な進展は、地方教育費の維持を極めて不安定なものとする。先行研究は自治体の財政力や高齢化が地方教育費に負の影響を与えることを明らかにしており、将来にわたって地方教育費を維持するためには、行財政の効率化だけでなく新たな財源の確保が急務である。これまで教育目的税の導入や寄附金の確保が指摘されてきたが、前者は制度化されておらず、後者は寄附文化が定着していない日本においては効果的とは言えず、財源確保の方策は具体化されていない。

このような状況を踏まえて、本稿は昨今規模を拡大している自治体への寄附金制度である「ふるさと納税」に着目し、これが地方教育費において“新たな”教育財源となっていることを明らかにするとともに、現時点で入手可能なデータによりその額を算出することを目的とする。ふるさと納税は、返礼品や寄附者が使途を指定するといった従来の寄附とは異なる特徴を備えており、結果として個人の寄附を定着させた。財源の確保を急務とする自治体にとって、ふるさと納税が教育財源となりうるかを検討することは意義があろう。なお、本稿で対象とする寄附金は、地方教育費調査で分類される「公費組み入れ寄附金」である。

2. 先行研究から見る地方教育費の現状

教育財政研究において、実データを利用した地方教育費研究は多くない。しかし、「地方分権化及び財政難に伴って地域による格差が目立ってきたと思われる」¹ためか、管見の限り、2000年代後半以降増加傾向にある。

山本（2008）は、「地方財政力の弱い自治体においては、一般財源化された教育費が、国の基準を上回るどころか、基準通りの予算確保さえできない状態となっている」²のではという課題認識のもと、1985年度から一般財源化された小中学校の教材費を分析した。基準財政需要額に対する各自治体の決算額の割合である教材費予算措置率について、上位/下位 10 都道府県を明らかにし、それぞれの財政力指数の平均値の差を比較することによって、財政力の強い都道府県ほど高い教材費予算措置率を示すことを明らかにしている。また、分析の途上で、教材費予算措置率が 100%を上回っている自治体は 3 府県に留まり、残りの 44 都道府県については他予算への流用が見られることを確認している。

大久保（2014）は、各自治体の標準的な活動を基準財政需要額により理解し、これに対する実支出額の比率をもって地方間の比較を行っている。結果として人件費を除く市町村の教育費について財政力によって格差が生じていることを指摘している。

金（2016）は、「教育費の多寡と提供される教育の質は正の相関関係をもつ」³という立場にたち、都道府県別一人当たり教育費のジニ係数を算出した。その結果、義務教育費「国庫負担金が削減された平成 18 年あたりから、都道府県別 1 人当たり教育費の格差が明らかに広がった」⁴と指摘した。

以上のように、先行研究からは、人件費を除く地方教育費は地方間格差があり、自治体の財政力が大きく影響していることが明らかになっている。

一方で、財政力以外に地方教育費に影響を与える要因としては、大竹・佐野（2009）が「高齢化」要因を実証的に指摘している。小学校と中学校の学校教育費を義務教育費としたうえで、特に 1990 年代以降について生徒一人当たりの義務教育費支出は高齢化と負の相関があること、さらに「地方の義務教育費支出への裁量拡大と財政負担の増大を通じ、地方公共団体は義務教育費支出を支持しない高齢者の政治力に影響を受けている可能性が示唆される」⁵ことを指摘している。貞広(2010)は「将来人口および人口構成の変化が、公教育の姿（公教育規模）と教育への政府財政支出（公教育規模）にどのような影響を与えるのか」⁶を推計したうえで、「高齢化した社会においても、公教育といういわば若年層への支出に賛同を得られる社会的マインドの醸成が必要である。高齢化社会が政治的に「教育予算削減」を選択しないためには、教育の重要性のみならず、それが高齢者にもたらすメリットについても明らかにされ、社会的コンセンサスとしていくことが必要である」⁷と指摘している。

以上のように、先行研究では、地方教育費は自治体の財政力や高齢化に影響を受けることが明らかとなっている。ただし、このような状況をどのように解決していくのか、しうるのかについては、具体的な検討はなされていない。

そこで本稿は、自治体にとっての“新たな”財源になりうるものとして「ふるさと納税」に着目する。自治体への寄附はふるさと納税制度導入以前にも可能ではあったが、一般的に日本は個人による寄附文化が定着していない⁸とされる。これは、昭和 23 年の「官公庁における寄附金等の抑制について」との次官通達において、官公庁と同様に自治体についても「諸経費は、予算でもって賄い、寄附金等の形によつて他に転嫁することは、極力これをつつしむこと」が求められていた経緯があることも影響しているのであろう。その実態を反映してなのか、公的教育費における寄附金を扱った研究は青木他（2012）⁹を除いて管見の限り見当たらない。これに対し、ふるさと納税は寄附であるにも関わらず徐々に規模が拡大し、平成 27 年度には定着したともいわれる。ふるさと納税が教育財源となっているのか、またその額を明らかにすることは、教育財源の確保という課題認識から実態上も研究上も重要と考える。

3. ふるさと納税制度の概要とその実態

ふるさと納税は、総務省による「ふるさと納税研究会」での議論を踏まえ、平成 20 年 4 月 30 日の改正地方税法により導入された制度である。

都道府県・市区町村の自治体に寄附をすると、寄附金のうち 2 千円を超える部分について、

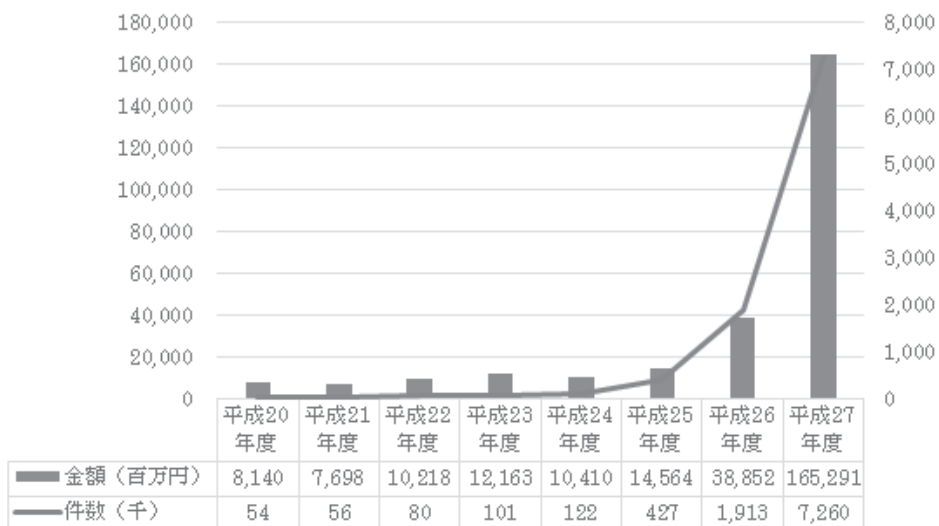
松岡：地方教育費における「ふるさと納税」の意義

原則として控除限度額の範囲内で所得税と住民税から全額控除される。寄附先である「ふるさと」については、納税者の意思を尊重する等の観点から¹⁰制限が設けられておらず、全ての自治体が対象となる。

寄附を受ける都道府県・市区町村側からみると、ふるさと納税における住民税控除は、本来歳入として期待されるべき税金を失うことを意味する。ただし、地方交付税の交付団体については、減収は基準財政収入の減少という扱いとなり、減収分の75%が地方交付税で補填される。一方、ふるさと納税を受け入れた自治体は、これを理由に地方交付税が削減されることはなく歳入増となる。このような仕組みから、個人住民税の一部を居住自治体から寄附先の自治体へ移す効果を持つ制度と理解されている¹¹。ただし、この点については「寄附先の自治体及び寄附者の双方が経済的な便益を受け一方で、その負担は居住自治体の税收の減少（住民の負担）とともに、所得税の減収及び地方交付税の増加（国民全体の負担）により賄われる」¹²ものであり地方税の負担分任原則に反するとして、ふるさと納税が「自己負担なき寄附」¹³、「天下の奇策」¹⁴と批判される所以ともなっている。

このようなふるさと納税は、実際にはどのように運用されているのだろうか。平成28年度「ふるさと納税に関する現況調査結果」（以下、現況調査という。）¹⁵によると、ふるさと納税の受入額及び受入件数は図1の通りである。制度開始当初は100億円程度の規模で推移していたが、平成23年度は東日本大震災への寄附がふるさと納税を通して行われたため微増、その後再び当初の水準へ減少した。しかし、平成24年度以降「制度拡充」、「マスコミによる返礼品を中心としたふるさと納税制度の宣伝効果」、「寄附環境の充実」により、平成27年度には約1653億円、対前年比約4.3倍に急拡大し、ようやくふるさと納税が定着¹⁶し、無視できない規模となった。

図1 ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）



まず「制度拡充」であるが、ふるさと納税開始以前においても個人が自治体への寄附を行う

ことは可能であり、また所得税・住民税ともに控除制度も存在していた¹⁷。しかし、個人住民税における控除対象限度額が総所得金額等の25%、適用下限額が10万円と高く、結果として寄附は「低水準」¹⁸にとどまっていた。これに対し、ふるさと納税制度は、控除対象限度額は総所得金額等の30%、適用下限額は5千円、個人住民税の控除方式は所得控除方式から税額控除方式へ変更し、さらには特別控除が設けられる形で導入された。すなわち、寄附金額から適用下限額を除いた全額について、原則として控除対象限度額の範囲で個人住民税の税額控除と所得税の寄附金控除の合計として還付される制度である。これは、従来の自治体への寄附に比べて、低所得者層にとっての減税効果を拡大するものであり、寄附者の裾野を広げることとなった。その後、平成24年度には適用下限額が2千円に引き下げられ、平成27年1月には個人住民税の特別控除額の上限の引上げを行うとともに、4月には確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が導入された。このように平成24年度以降、より一層の制度拡充が行われている。

次に、「マスコミによる返礼品を中心としたふるさと納税制度の宣伝効果」である。返礼品はふるさと納税制度の要件ではなく「自治体において自然発生的に、制度の導入以降徐々に広がった」¹⁹ものであるが、平成24年頃からマスコミが返礼品を重点的に取り上げたことにより、ふるさと納税は税控除に加えて寄附をした自治体から特産品等の返礼品を受け取ることでできる”お得な”制度として広く認知された。返礼品は既に過熱の状態にあり、平成27年4月1日さらには平成28年4月1日には「返礼品（特産品）送付への対応についての総務大臣通知」が出され、自治体に良識ある対応を度々求めるまでに至っている。ふるさと納税に係る民間の各種アンケート調査²⁰においても寄附者がふるさと納税を知ったきっかけや実施した最大の理由は「返礼品」となっており、返礼品を目的に制度が利用されている実態がある。また自治体側においても、平成28年度現況調査によると、ふるさと納税の受入額及び受入件数が増加した最大の理由として「返礼品の充実」（1017団体）をあげており、返礼品の存在が寄附金の獲得につながっている実態がある。返礼品と寄附は本来的に相容れないとの批判も根強いが、返礼品という特徴こそが従来の寄附との相違点であり、かつ寄附の規模拡大及び定着の要因となったと言えるであろう。さらに返礼品という特徴をふるさと納税がもつことは、自治体にとって寄附は受け身の財源でなく、返礼品と引き換えに主体的に獲得できる財源であると考えることが可能である。

最後に、「寄附環境の充実」である。「市民の社会貢献に関する実態調査」²¹によると、個人の寄附の妨げになる主な要因は「寄附を行う先（団体等）の、十分な情報がない」「寄附をしても実際に役立っていると思えないこと」等である。しかし、ふるさと納税については、平成24年頃から「ふるさとチョイス」（平成24年9月開設）や「さとふる」（平成24年10月開設）などのふるさと納税に特化したポータルサイトが複数立ち上がり、寄附者は、寄附先の情報を効率的に収集できるだけでなく、自治体によるふるさと納税の用途に関する情報等を効率的に比較検討し、申し込み手続きも簡便になる環境を手にした。一方自治体側にとっても、このような民間サービスの充実、情報発信や手続きの効率性が高まり、コストが省ける点でメリットがある。例えば、ふるさとチョイスでは、ふるさと納税の地域ページ情報の更新を無料で行うサービスも提供しているが、有料サービスであっても「ホームページに予算をかけられない小規

模な自治体だと、自前で用意するよりふるさとチョイスの有料プランを利用するほうがコストの節約になる」²²。また、さとふるでは、ふるさと納税の申し込み手続きだけでなく、返礼品の受発注・配送等の業務を一括で受託する業務代行サービスを提供している。このような民間のサービスの充実による自治体の業務支援が、結果としてふるさと納税の規模拡大及び定着に貢献していると言える。

以上のように平成 24 年度以降に制度利用の環境が充実し、規模拡大及び定着したふるさと納税制度であるが、このような制度を通じて集めた寄附金はどのように利用されるのだろうか。制度上は自治体の受け入れた寄附金の使途に制限はなく、各自自治体の裁量に任されている。ただし、寄附金の受入時に使途を予め示し、寄附者が選択可能としている自治体がほとんどである。平成 28 年度現況調査によれば、平成 27 年度実績において寄附金の使途を寄附者が選択可能な自治体は全体の 90.8% (1623 団体) である。選択可能な分野としては上位 5 分野が順に「健康・医療・福祉」(1256 団体)「教育・人づくり」(1237 団体)「環境」(1192 団体)「子ども・子育て」(1097 団体)「地域・産業振興」(1095 団体)となっており、自治体が寄附金の受入先として教育分野を多く設定していることがわかる。一方で、平成 28 年度現況調査によると、ふるさと納税を活用して実施した事業は平成 27 年度実績で 1 位「教育・人づくり」(568 団体)、2 位「健康・医療・福祉」(486 団体)、3 位「子ども・子育て」(438 団体)であり、また平成 28 年度実施予定の事業についても 1 位「教育・人づくり」、2 位「子ども・子育て」となっている。すなわち、寄附をする側も教育分野を使途として多く指定している実態がある。ここから、ふるさと納税は、その制度創設の趣旨²³を踏まえて、「教育・人づくり」「子ども・子育て」に多く活用されている実態があると言えるだろう。

4. 地方教育費における「ふるさと納税」制度の意義

以上のようなふるさと納税制度は、地方教育費においてどのような意義をもつのであろうか。

第一の意義として、自治体にとって、“新たな”教育財源として寄附金を位置付けることを可能とした点である。確かに、先に見た通りふるさと納税制度導入以前においても自治体に対する寄附は可能であった。しかしふるさと納税制度は、返礼品の存在や寄附環境の充実等によって、従来の寄附とは一線を画し、その規模も約 1600 億円にのぼり個人による寄附を定着させるものとなっている。さらに財源の規模だけでなく、その使途として「教育・人づくり」「子ども・子育て」という教育分野が支持されており、多くのふるさと納税が地方教育費に充当されている実態がある。以上から、ふるさと納税制度は、自治体にとっての寄附金を、寄附の規模拡大と定着という点で安定した財源とし、さらにその多くが教育分野に充当されていることから“新たな”教育財源と位置付けるものであると言える。

では実際にどの程度の金額が地方教育費に充当されているのか、具体的な事業名と充当額を把握可能な平成 27 年度実績をもとに確認する。平成 27 年度現況調査では、ふるさと納税を財源として実施する事業について、ふるさと納税充当額が多い事業名とその充当額を多い順に 3 つ、平成 26・27 の 2 年度分について調査している。一方で平成 28 年度現況調査では、事業名および充当額の調査は行わず、予め設定された 11 事業分野²⁴の中からふるさと納税充当額の多い事業の分野を多い順に 3 つ選択する調査を行っている。したがって、平成 27 年度における

ふるさと納税による教育財源の規模を確認するため、平成 27 年度現況調査で回答された平成 27 年度分の事業名および実績額と、平成 28

表1

	金額(単位:円)
(A)ふるさと納税額	165,291,020,837
(B)ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費	79,258,000,000
(A)-(B)自治体の各種事業への利用額	86,033,020,837
うち、事業費の回答があったもの	8,305,044,489
うち、地方教育費に充当したとの回答があったもの	3,306,241,677

年度現況調査で回答された平成 27 年度実施事業分野を突合し、事業分野が「教育・人づくり」「子ども・子育て」に該当する事業の充当額を抽出した²⁵。平成 27 年度現況調査と平成 28 年度現況調査を突合することにより、同一の分野に該当する事業を抽出可能²⁶となる。結果を表 1 に示す。表 1 から、ふるさと納税によって受け入れた寄附金約 1600 億円(表 1 の A)のうち、返礼品等の経費(表 1 の B)を除くと、自治体が各種事業に利用できる金額は約半分の約 860 億円(表 1 の A-B)となる。このうち各事業の充当額が明確な金額は約 83 億円である²⁷。このうち、地方教育費に充当した(「教育・人づくり」「子ども・子育て」に充当した)と回答のあったものは約 33 億円である。これは、ふるさと納税制度導入以前の平成 19 年度の公費組み入れ寄附金総額の 34 億円に迫るものである。ただし、現況調査において事業費の回答があったものが全体(約 860 億円)の 1 割(約 83 億円)程度であること、また上位 3 事業のみを回答する設問であったことを踏まえると、実際の地方教育費におけるふるさと納税充当額は 33 億円よりさらに多いことが容易に推定される。現時点で把握できる最新の公費組み入れ寄附金総額は平成 25 年度の約 56 億円であり、平成 25 年度はふるさと納税実績が平成 27 年度実績の 8%の約 145 億円であった(図 1 参照)ことを踏まえると、実質としては平成 27 年度にはふるさと納税がより大きな教育財源となっていると考えられるだろう。

さらに、各自治体の教育費における割合を確認するため、各自治体(市町村)の教育費に対するふるさと納税充当額の比率を算出した。ここでは、各自治体の教育費は、総務省の「市町村別決算状況調べ」の目的別歳出内訳の教育費(総額)を用いた²⁸。この結果、教育費に対するふるさと納税充当額比率が 5%以上となった自治体について表 2 に示す。先述の通り、平成 27 年度現況調査においてふるさと納税充当額の多い事業を回答していない自治体が金額にして 9 割を占める²⁹ため、表 2 は一

割のなかの例ではある。しかし、それでもなお長野県豊丘村については教育費の実に 30%にあたる金額をふるさと納税により充当しており、ふるさと納税が地方教育費における大きな財源となっているケースがあることがわかる。

表2

都道府県	市町村	ふるさと納税充当額 (単位:千円)	地方教育費	比率
長野県	豊丘村	151,264	507,286	30%
長野県	飯山市	138,900	911,736	15%
京都府	京丹後市	500,000	4,040,493	12%
山形県	舟形町	26,000	324,212	8%
佐賀県	小城市	167,000	2,168,123	8%
兵庫県	市川町	41,000	663,968	6%
宮崎県	木城町	13,432	236,908	6%
北海道	留寿都村	15,919	301,414	5%
北海道	増毛町	20,897	396,920	5%

現況調査からは、ふるさと納税が新たな教育財源となった結果、各自治体の教育行財政に対してどのような効果を与えているかについては把握できないが、報道から具体的な効果が確認

松岡：地方教育費における「ふるさと納税」の意義

できる例として北海道士幌町がある。士幌町はふるさと納税の受入額が平成 26 年度は全国 3 位、平成 27 年度は全国 15 位であり、ふるさと納税を大いに活用している自治体の 1 つである。特に和牛の返礼品が人気となり、マスコミへの露出も多い。平成 28 年度現況調査においてふるさと納税充当額の多い事業分野を回答していないため、表 2 の地方教育費に占めるふるさと納税充当額比率分析の対象とならなかったが、平成 27 年度現況調査から把握可能な事業名とその充当額から、教育費の 6% をふるさと納税により充当している。具体的には、「認定こども園負担軽減事業」(28,887 千円)「小中高一貫教育モデル事業」(12,060 千円)「認定こども園外国人講師の配置」(5,292 千円)を実施している。士幌町は平成 27 年度以前からふるさと納税を教育費に充当しているが、2016 年 6 月 15 日付の日本経済新聞によると、次のように紹介されている。「寄付額が全国有数の北海道士幌町は 15 年度、寄付を財源に保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園を一部無料化して開設した。減少が続いていた人口が 2～5 月の 4 カ月間で 40 人増えた。町の担当者は「昭和時代に人口が減り始めてから初めての現象」と驚く。同町は 16 年度から 10 年間、認定こども園の保育料を完全に無料にする予定という」。過疎化が深刻な士幌町では、過疎化に歯止めをかけるための教育事業の財源をふるさと納税に頼っている³⁰。換言すれば、ふるさと納税の教育財源がなければこのような事業が実施できないのであり、ふるさと納税が効果を与えている好例であろう。

以上のように、ふるさと納税は寄附金を”新たな”教育財源とし機能させている。

第二の意義として、ふるさと納税は、財政力による地方教育費支出への影響を緩和する可能性がある。先行研究は、財政力の強弱が地方教育費へ影響する、すなわち財政力の弱い自治体では教育費は十分に確保されていないことを明らかにした。しかし、ふるさと納税制度は、財政力の弱い自治体であっても、各自治体がもつ他の資源（返礼品）を原資に追加の教育財源を主体的に獲得することを可能とする制度である。

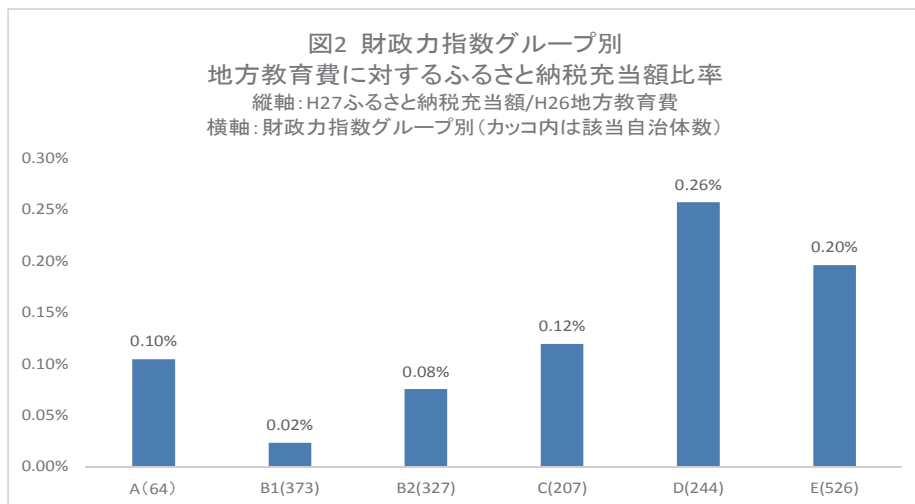


図 2 は、市町村（全 1741 団体）について平成 26 年度の教育費³¹に対する平成 27 年度のふるさと納税充当額の比率を財政力指数グループ³²別にみたものである。財政力指数グループ A の充当額比率が相対的に高くなっているが、宮崎県木城町の充当額比率 6% が平均を押し上げて

いる。そのためこれを例外として木城町を除くと、A グループの充当額比率 0.02%となる。この結果、C～E の財政力の弱い自治体において地方教育費におけるふるさと納税充当額比率が大きくなっていることが確認できよう。このことから、財政力の弱い自治体がふるさと納税を利用して教育費を確保している実態が把握できる。

さらに自治体レベルから全国レベルに視野を転じると、ふるさと納税が財政力の強い自治体と弱い自治体との間の教育費格差を緩和する可能性をも示す。前述のとおり、ふるさと納税は、寄附者の居住地域から寄附先への税源移譲の効果をもつ制度である。平成 27 年度実績では、ふるさと納税の寄附金額がもっとも大きい都道府県（域内市区町村分も含む）は順に東京都（約 83 億円）、神奈川県、愛知県、大阪府（いずれも財政力指数グループ B）などの財政力の高い自治体であり、また控除額についても東京都が約 48 億円などこれらの自治体が上位を占める。一方、ふるさと納税受入金額の大きい都道府県は順に北海道（約 150 億円）、山形県（ともに財政力指数グループ D）、長野県（財政力指数グループ C）、宮崎県（財政力指数グループ D）などの財政力の低い自治体である。ここから、地方教育費についても財政力の強い自治体から財政力の弱い自治体へふるさと納税を通じて教育財源を移譲しているとみることができる。財政力の強い自治体が減収となったからといって、直ちに教育費を削減することにはならないだろうが、ふるさと納税が財政力の強弱による地方教育費への格差を緩和する効果をもつ可能性があるといえるだろう。

5. おわりに

以上のように、地方教育費におけるふるさと納税の意義を検討するとともに、現時点で把握可能な財源額を算出した。その結果、ふるさと納税は、自治体にとっての寄附金を”新たな”教育財源にするものであること、また現時点で把握できる範囲でもふるさと納税制度導入以前での公費組み入れ寄附金額に迫る約 33 億円の財源となっていることが明らかとなった。制度導入当初においてふるさと納税の規模は 1.2 兆円程度³³と推定されていたことを踏まえると、制度拡充されている現在の規模はさらに大きく、また教育財源としてもさらなる規模が見込めるものと思われる。

さらに、財政力の弱い自治体がふるさと納税を利用して教育費を確保していることから、当該財源は自治体の財政力に左右されるものではなく、財政力による地方間の教育費格差を緩和する可能性があることを示した。入手可能なデータの制約から、実際に地方教育費格差をどの程度緩和するのかについては本稿では検証できなかったが、この点は今後の課題としたい。また、地方教育費に対するふるさと納税充当率の多い自治体を事例研究し、どのような自治体がふるさと納税を多く集めることができ、またどのような場合に教育財源としてより活用するのかという点を導出することも今後の課題としたい。先述の通り現状では返礼品を目的にふるさと納税が利用されている実態があることから、当該財源は魅力的な返礼品をもつ自治体のみが得られるものである可能性がある。そうであれば返礼品となる資源の有無が地方教育費格差の新たな要因となる可能性もあるため、この点についても今後の課題としたい。

¹ 市川（2010）1 頁

² 山本（2008）430 頁

³ 金（2016）95 頁

⁴ 金（2016）100 頁

⁵ 大竹・佐野（2009）121 頁

⁶ 貞広（2010）90 頁

⁷ 貞広（2010）101 頁

⁸ 跡田(2008)は、本間正明氏『フィランソロピーの社会経済学』を引用しながら、日本の寄附総額は対 GDP 比で 0.1%にすぎず、その大半は企業による寄附と述べている。

⁹ 青木他（2012）は、時系列データを用いて教育費の財源構成の変遷を明らかにしたが、1960 年代までは公費に組み入れられない寄附金（PTA 寄附金等）が義務教育費の主な財源であったが、1970 年代を境にほぼ消滅したことを指摘している。青木他（2012）の分析対象は公費に組み入れられない寄附金であり、本稿の対象である公費組み入れ寄附金（ふるさと納税制度による寄附金が該当）とは別物であるが、自明とされている現在の財源構成は永続的なものではなく、それぞれの時期の社会経済的要素や政治行政動向が教育費の財源構成を決めているという指摘は非常に興味深い。

¹⁰ 山本（2015）10 頁

¹¹ ふるさと納税研究会報告書では、「たとえ納税分の一部であっても、納税者が自分の意思で、納税対象を選択できるという道を拓くものであり、それが実現すれば、税制上そして税理論上、まさに画期的な歴史的意義をもつ」（2 頁）としている。

¹² 松本（2016）b,10 頁

¹³ 三角(2015)

¹⁴ 野口(2007)

¹⁵ 総務省のふるさと納税ポータルサイトでは、現況調査として「ふるさと納税に関する現況調査について（平成 27 年 9 月 30 日時点）」と「平成 28 年度ふるさと納税に関する現況調査について」の 2 つが公開されている。いずれも全ての 1788 の団体（47 都道府県、1741 市町村）を対象としている。本稿では前者を平成 27 年度現況調査、後者を平成 28 年度現況調査という。なお、これら 2 つの現況調査は調査項目が完全に一致していない。

¹⁶ 平成 28 年度現況調査では、ふるさと納税の受入額及び受入件数が増加した主な理由の 2 位が「ふるさと納税の普及、定着」（999 団体）となっている。自治体側に既に定着したとの認識があることが把握できる。

¹⁷ ふるさと納税制度を含む個人住民税の寄附金税制の変遷は、土屋(2009)に詳しい。

¹⁸ 跡田（2008）

¹⁹ 筆者の総務省自治税務局担当者への電話インタビュー（2016 年 8 月 30 日）による。

²⁰ 例えば、株式会社インテージリサーチが 2016 年に実施した「全国ふるさと納税 3 万人の実態調査」によると、ふるさと納税の動機について「寄附の特典が魅力的だったから」が 71.8%と首位になっている。<https://www.intage-research.co.jp/service/report/20160728.html>

²¹ 当調査は平成 25 年度以降毎年度行われているが、例えば平成 25 年度の調査では寄附の妨げの原因の首位が「寄附を行う先（団体等）の、十分な情報がない」となっている。

²² 橋本（2015）144 頁

²³ ふるさと納税研究会報告書の冒頭に、ふるさと納税制度創設の契機となった総務大臣の問題提起が以下のように示されている。「多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ「ふるさと」の地方団体に税収はない。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」

²⁴ 現況調査の実施主体である総務省自治税務局に筆者が問い合わせたところによると、平成 28 年度現況調査で設けた 11 の分野は、総務省が当調査のために独自に設定した分野であり、設定に際しては、平成 27 年度現況調査における事業内容の回答を踏まえたとのこと。

²⁵ 総務省自治税務局によると、平成 28 年度現況調査において、自治体の実施事業をどの分野で回答するか（例えば、教育事業について「教育・人づくり」「子ども・子育て」のいずれで回答するか）については明確な規定はなく、各自治体に任されているとのこと。さらに調査票の様式上、「教育・人づくり」「子ども・子育て」の分野につきそれぞれ一つの事業しか記入できない。そのため、実際には地方教育費に充当されるような事業が複数ある場合に「子ども・子育て」の区分で回答されているケースが多数ある（例：「教育振興費」「図書館図書購入事業」など）。このような調査票の様式等に起因する制約があることから、本稿では「教育・人づくり」「子ども・子育て」の 2 分野での回答を便宜上教育費として扱うこととした。調査結果として事業費の回答があったものが金額として全体（約 860 億円）の 1 割（約 83 億円）程度であることから、実態はこれ以上に存在する可能性が極めて高いため、現時点においてふるさと納税の地方教育費への充当額規模を把握するために、このような扱いとした。

²⁶ 平成 27 年度におけるふるさと納税における教育費充当額を抽出した結果、明らかに単位を誤って回答している自治体があった。平成 27 年度現況調査ではふるさと納税充当額を「単位：千円」で調査しているが、自治体が「単位：円」で回答しているケースがあった。例えば、京都府京丹後市において、ふるさと納税充当額が 5000 億円として回答されており、京丹後市のふるさと納税受入額である約 9 億円を上回る点で明らかに誤りである。京丹後市については市のホームページより、正しくはふるさと納税充当額が 5 億円であることを確認できた。したがって、ふるさと納税受入額よりもふるさと納税充当額の合計が大きい場合には、単位を誤って回答しているものとみなし、1000 で除するデータ補正を行っている。実際にふるさと納税充当額のデータ補正を行った自治体は 483 団体中 8 自治体である。

²⁷ 平成 27 年度調査において、未回答の自治体や事業名の回答はあるが事業額を未記入な自治体等があり、結果として分析の対象とできるものが約 83 億円であった。

²⁸ 地方教育費調査を実施する文部科学省による調査説明書によると、地方教育費調査と市町村別決算状況調べには次の違いがある。

- ・地方教育費調査には含まれるが、市町村別決算状況調べには含まれる経費：① 債務償還費（公債費）② 他省庁からの国庫補助金 ③ 都道府県他部局からの補助金、市町村他部局からの支出金 ④ 教育施設の火災保険料⑤ 災害復旧費⑥ 教育委員会事務局庁舎維持費

- ・市町村別決算状況調べには含まれるが、地方教育費調査には含まれない経費：① 私立学校に対する補助金② 公立大学・短期大学への支出経費③ 積立金・貸付金等（ただし、育英奨学事業としての貸付金は調査対象。）④ 給食費（私費会計分）

ふるさと納税を教育費に充当している事例として、長野県軽井沢町のように特定の私立学校（International School of Asia, Karuizawa : ISAK）を指定して寄附すると、軽井沢町が ISAK に奨学金として交付する場合がある。ISAK については、2014 年度の実績としてふるさと納税による寄附が 1.7 億円にのぼったことをホームページで公開している。本研究において、このような事例も教育費充当額として扱うためには、私立学校に対する補助金を含む市町村別決算状況調べが適していると判断した。なお、現時点で入手可能な市町村別決算状況調べは平成 26 会計年度分である。

²⁹ 平成 27 年度現況調査において、事業費額を回答している自治体数は全 1741 団体中 878 団体であった。このうち、ふるさと納税を教育費に充当しているとの回答のあった自治体は 483 団体である。

³⁰ 上士幌町の広報誌「平成 28 年度まちの予算」においてもふるさと納税を財源に人口問題や少子化等の課題解決に利用する旨が記載されている。

http://www.kamishihoro.jp/files/up/0001/00003573_1458710806.pdf

³¹ 先述の通り、本稿では現時点で入手可能な最新の平成 26 年度分の市町村別決算状況調べにおける教育費を利用する。

³² 財政力指数グループは、現時点で入手可能な最新の平成 26 年度分の分類

（http://www.soumu.go.jp/main_content/000411475.pdf#page=1）を、市町村の財政力指数に援用した。各グループの財政力指数は、A：1.000 以上、B：0.500～1.000 未満、C：0.400～0.500 未満、D：0.300～0.400 未満、E:0.300 未満である。

³³ 叶井(2009) 4 頁

松岡：地方教育費における「ふるさと納税」の意義

参考文献

- 跡田真澄(2008)「地方自治体への寄附と政策」『三田商学研究』50(6)pp.33-43
- 青木栄一・小入羽秀敬・山中秀幸(2012)「時系列データを用いた教育財政制度の実態分析—義務教育費の財源構成にみる政府間財政関係」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第60集第2号 pp.13-36
- ふるさと納税研究会(2007)「ふるさと納税研究会報告書」(平成28年9月5日現在)
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf
- 橋本恭之・鈴木善充(2015)「ふるさと納税制度の検証」日本財政学会第72回大会報告論文
- 橋本恭之(2015)「ふるさと納税制度の検証—大阪府下の事例を中心に」『租税研究』792pp.131-148
- 市川昭午 他(2010)『教育行財政研究委員会報告書』国民教育文化総合研究所
- 松本博之 a(2016)「拡大する「ふるさと納税」の現状と課題(上)—寄附金と地方税の視点から考える—」『ふぎんレポート』201:2016.6pp.9-16
- 松本博之 b(2016)「拡大する「ふるさと納税」の現状と課題(下)—寄附金と地方税の視点から考える—」『ふぎんレポート』201:2016.7pp.9-16
- 内閣府「市民の社会貢献に関する実態調査」(平成28年9月5日現在) <https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/shiminkouken-chousa>
- 野口悠紀雄(2007)「『ふるさと税制』は天下の愚策」『Voice』356:2007.8pp.180-185
- 叶井泰幸(2009)「ふるさと納税制度を評価する(上)『寄付』制度の視点では一つの前進」『地方行政』10049:pp.2-5
- 金美連(2016)「地方教育費の水平的公平に関する考察—都道府県別1人当たり教育費のジニ係数分析を中心に—」『教育経営学研究紀要』18pp.95-101
- 大竹文雄・佐野晋平(2009)「人口高齢化と義務教育費支出」『大阪大学経済学』59(3)pp.106-130
- 大久保良次(2014)「義務教育費支出の地方間格差に関する実証的研究：学校建築費に注目して」『公教育システム研究』13pp.1-21
- 貞田斎子(2010)「人口予測データを用いた公教育規模と公教育費規模推計—持続可能な公教育財政システム構築に向けた2035年の政策シミュレーション—」『日本教育行政学会年報』36pp.89-104
- 三角政勝(2015)「自己負担なき「寄附」の在り方が問われる「ふるさと納税」—寄附金税制を利用した自治体支援の現状と課題—」『立法と調査』371pp.59-73
- 総務省 ふるさと納税ポータルサイト(平成28年9月5日現在)
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html
- 総務省自治税務局市町村税課(2015)「ふるさと納税に関する現況調査」(平成27年10月23日)(平成28年9月5日現在)
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20151023.pdf
- 総務省自治税務局市町村税課(2016)「ふるさと納税に関する現況調査」(平成28年6月14日)(平成28年9月5日現在) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20160614.pdf
- 土屋紀子(2009)「ふるさと納税制度の問題点」『国土館法研論集』10pp.23-50
- 山本裕詞(2008)「地方分権下の『教育の機会均等』に関する国家の責任—地方財政措置による地方教育予算の実態に注目して—」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第57号集・第1号 pp.429-443
(比較教育政策学講座 博士後期課程3回生)
- (受稿2016年9月9日、改稿2016年12月1日、受理2016年12月26日)

地方教育費における「ふるさと納税」の意義

松岡 朋佳

現在日本の財政状態は極めて厳しく、公的教育費の持続的な確保のためには、行財政の効率化だけでなく、新たな財源の確保が急務となっている。本稿は地方教育費を対象に、ふるさと納税制度が自治体に対する寄附金を “新たな” 財源としうることを示すとともに、平成 27 年度の実績としてその額を明らかにすることを目的とする。その結果、ふるさと納税による寄附金は現時点で把握できるデータでも既に約 33 億円の教育財源となっていることが確認できた。また先行研究では、自治体の財政力によって地方教育費に格差が生じていると指摘されていたが、財政力の弱い自治体がふるさと納税による教育財源を確保していることから、地方間の教育費格差を緩和する可能性があることを示した。

Significance of the “Furusato Tax” on Local Public Educational Budget Expenditure in Japan

MATSUOKA Tomoka

Japan's current fiscal condition and aging population do not warrant optimism, and it is important to improve local and national governmental operations with the increasing demand for social welfare. There is uncertainty regarding the ability to maintain the current level of public local educational expenditure, and previous research showed that there are regional gaps. As it is not sufficient for local governments to streamline their administrative operations, they need to find new financial sources for local public educational expenditure. Although previous research proposed the introduction of a tax for education and donations, they have either not been implemented or have not fulfilled their purpose sufficiently. This paper discusses the significance and potential of “the Furusato Tax,” which allows local governments to acquire new financial sources for local public educational budget expenditure through a new type of donation system. A comparison of current local expenditure budgets and actual contributions by the “Furusato Tax” indicated that this tax represents a new financial source for local public educational budget expenditure, and the whole national contribution in FY2015 was at least 3.3 billion JPY. In addition, local cities with poor financial condition receive more sources for education than urban cities with good financial condition, which improves regional disparities.

キーワード： ふるさと納税、寄附金、地方教育費、財源調達

Keywords: Furusato Tax, donations, local public educational budget expenditure, funding